

社団法人日本航空宇宙工業会  
役員等報酬規程

(総則)

第1条 社団法人日本航空宇宙工業会定款第17条但し書きの規定に基づき理事会の同意を得た常勤の役員等（以下「役員等」と言う。）の報酬については、この規程の定めるところによる。

(報酬の区分)

第2条 役員等の報酬は、本俸、諸手当及び期末手当とする。

(本俸月額)

第3条 役員等の本俸の基本報酬額は次のとおりとする。

専務理事 1,000 千円

常務理事 670 千円

参与 550 千円

- 2 会長は本俸の月額を基本報酬額の100分の85から115の範囲内で定める。ただし、特別の事情がある場合には、これを下回ることができるものとする。

(諸手当)

第4条 諸手当は、通勤手当、食事手当及び住宅手当とし、職員給与規程を準用する。ただし、特別の事情がある場合には、支給しないことができるものとする。

(期末手当)

第5条 期末手当は上期分については6月1日及び下期分については12月1日に、それぞれ在籍する役員に支給する。当該基準日前1ヶ月以内に退職し、又は死亡した役員等についても同様とする。

- 2 期末手当の額は、それぞれの基準日において、役員等が受ける本俸の月額に、別に定める支給割合（上期分は100分の230を上限とし、下期分は100分の270を上限とする。）を乗じて得た額とする。

(報酬の支給日)

第6条 報酬は月額とし、毎月1日から末日までの分を当月25日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、その前日に支給する。

(日割計算)

第7条 次の各号に該当する場合は、勤務1日当たりの本俸月額及び諸手当を日割り計算によって支給する。

- (1) 新たに本俸を受けることになり、又はこれに変更があった場合
- (2) 役員が退職し、又は死亡した場合

附 則

この規程は、平成14年11月1日から適用する。